

# 申京煥裁判

## 証言集・第2集

- |   |            |            |     |
|---|------------|------------|-----|
| ■ | 1977. 2.21 | 李仁夏 氏..... | 1P  |
| ■ | 1977. 4.27 | 金弼連 氏..... | 19P |
| ■ | 1977. 4.27 | 申点粉 氏..... | 25P |

申京煥君を支える会・発行

## 証言集・第二集の発行に際して

申君の裁判は、いよいよ大詰めを迎えております。

この第二集に収録した李仁夏氏、金弼連氏、申忠勲氏の証言は、今年一月と四月の公判で、証言されたものです。李仁夏氏は、在日大韓基督教川崎教会の牧師であり、民族差別と闘う連絡協議会（民間連）の代表でもあります。李氏は、日本社会が、いかに在日朝鮮人青年の主体的な生き方のじやまをしているかを明らかにし、申君の強制送還についても、人間らしく生きるチヤンスを与えてほしいと切々と訴えられた。

申君の母親・金弼連氏は、いま日本語も朝鮮語も不自由な状態です。長い在日生活の結果そうなつたのでしょうか。公判では、崔昌華氏が通訳をして進められましたが、弼連氏の口からは、朝鮮語と日本語がごっちゃになつて出てきました。ほほ通訳の崔氏が整理されたのが記録されていますので、記録としては読みやすいものになつています。公判廷での弼連氏の証言は、たどたどしいものではありましたが、傍聴席を圧倒するものがありました。

最後の申忠勲氏は、申君の妹です。点粉氏は、申君の服役後、両親を支え、また刑務所の申君の支えてこられた方です。点粉と家庭の事、申君の事を語つておられます。大村収容所での生活が兄を変えたという証言は、あらたに大村収容所の非人道性を考えさせてくれます。点粉氏が書かれた懺願書（ニュース3号、資料部1所蔵）とともにじっくりと読んでいただきたいと思います。

申君裁判勝利のために、一層の御支援をお願いします。

一九七七年七月二十日

申京煥君を支える会・事務局

# 証言 6

証人			
職業	年令	氏名	期日
牧師	五一才	李仁夏	一九七七年二月二二日

# 頂山

頂山縣志編纂委員會編  
齊魯書社出版  
1986年1月

原告代理人（中平） 最初に先生のご経験を簡単に述べて頂きたい  
と思ひます。

証人 私は、一九四一年三月二七日、単身でもって、その当時、京都にある中学に留学をいたしました。それは、原告代理人 先生がその中学のときに日本にいらっしゃったのは、どういう理由からでしょうか。

証人 その当時、私は朝鮮の中学に入学をしておりましたところ、学校が総督府の命令によって、その当時の朝鮮総督府の命令によって、閉校処分に処せられました。

原告代理人 それは、どういう理由からでしょうか。

証人 それは、学校の理事に關係しておられる方達が、朝鮮の独立を願つてゐるという、そういうことによつて、その当時ににおいては許されないこととして、处分にあつたわけであります。

原告代理人 その結果、日本に友達何人かと一緒に、中学の勉強をするために来られたわけですね。

証人 はい。三〇人ほど選抜されて、京都の仏教系のある中学に入学を許されたわけであります。

原告代理人 その後、どういう学歴でございましょうか。

証人 戦争が終りまして、自分の民族に対する使命を感じまして、その当時、私はキリスト者になつた関係で、日本ために、今、川崎の教会で働いていらっしゃるわけですね。

スト教神学専門学校という、牧師の養成機関である大学、現

在、東京神学大学と申しますけれども、その大学、その専門学校の六年の課程を卒業して、その翌年に、現在働いている在日大韓キリスト教会の牧師として任職されました。

原告代理人 先生は、日本で勉強したのちは、母国に帰つてキリスト教のためにお働きになるおつもりだつたんではないですか。

証人 最初、私が神学を志すときには、そのようなつもりをもつておりました。それで、留学の機会がございまして、北米でほぼ二年ほどの修学を終えて帰つたときに、何とかして帰国の道を開きたい、と考えていたわけであります。

原告代理人 帰国といふのは、韓国へ帰国することですか。

証人 はい。韓国に妻と子供と一緒に連れて帰る、ということを考えていたわけでありますけれども、一身上の家庭事情で特に子供が非常に重い病気にかかつたという理由と、それからもう一つ、私の良心をさいなんでいる問題がございまして、それは、日本に住んでいる私どもの同胞の生活の苦しさを見るにつけ、私が牧師として、そういう同胞の人々につかえて行くという、その場を果して放棄して帰ることができるだろうかと、そういうことを、一生懸命、悩んだわけでございました。

原告代理人 それで、日本に踏みとどまつて、日本におる同胞のた

まして、約一八年ほど前に特に川崎において韓国人、あるいは朝鮮人が密集している地帯だと言われるそういう状況の中

にある、川崎教会牧師として赴任しました。

原告代理人 現在のお仕事は、そうすると、川崎の牧師として働いているほかに、どういうことがござりますか。

証人 約八年ほど前に、同胞が、いわゆる幼児保育を受ける機会が非常に少ないということを気づきまして、教会堂を開放いたしまして、私設の保育園を作りました。そして、三年ほど前に、厚生省の認可をとりまして、現在、社会福祉法人青丘社という、そういう法人のもとに、桜本保育園といふ保育園を経営するのに参画しており、私はそこにおいて園長も兼ねております。

原告代理人 先生はそのほかに、たとえば在日大韓教会、日本全国にある教会の関係のお仕事はどういうことをしておりますか。

証人 かつて私は、川崎における牧師の仕事と一緒に、全國に私どもに関係している教会が約四四カ所ございます。それを統合していく事務局において、総務として一六年間、奉職してまいりました。

原告代理人 それからその教会の、教会議長もなされたのではありますか。

証人 はい。二年ほど前に、二年間の任期でもつて在日大韓キリスト教会総会議長として、全体のこの教団の責任をにな

つてまいりました。

原告代理人 日本の全プロテスタント及びギリシャ正教会が加盟しております日本キリスト教協議会というのがございますね。NCCと普通呼ばれておりますが、そこでは、先生はどういうポストを経歴されましたか。

証人 私どもの教会が、たまたま、日本キリスト教協議会の、一つのメンバー・チャーチとして参加している関係上、私がある時点で、その総会書記として任命を受けました。その書記の仕事に携りながら事務局に、突然、この総幹事の重要な職になつておられる方が、やめなければならぬ事態になつて、私は二年近く、その総幹事代行として、日本の諸教会のまとめ、一緒になつてキリスト教の宣教ということを追求する、そういう働きの中に参画いたしました。

原告代理人 その中に設けられている、いくつかの委員会の委員をしておられますが、それを述べて下さい。

証人 たとえば宣教理事会の中における国際協力委員会とか、あるいはかつては在日外国人人権委員会と、そういうった関係の委員会の仕事にかゝわつてまいりました。

原告代理人 全世界のプロテスタント及びギリシャ正教会が、世界教会協議会というのを作つておりますね。

証人 はい。

原告代理人 先生はその世界教会協議会のどういうポストについて

いらっしゃつたか。また現在いるのか。

証人 その、世界キリスト教協議会の事務局がスイスのジュ

下さい。

ーブにあるわけなんですが、そこに正義と奉仕委員会、と  
いうセクションがございます。そのもとに、人種主義と闘う  
委員会、という、まあ、人種主義と言いますか、民族差別の  
ような、そういう社会の中にある、人種並びに民族の違いに  
よつて受けなければならない、そういう問題を取扱う委員会  
の委員として、かつて六年間、その副委員長として奉職して  
まいりました。更に現在第二期の委員として関係しております。

原告代理人 先生は、どういう学位を持っていらっしゃいますか。

証人 私は、カナダのトロント大学の、ナクス・カレッジと  
いうカレッジから、神学学士の学位を授与されています。

原告代理人 先生は、なぜ本件申京煥事件に重大な関心を持つてお  
られるんでしょうか。

証人 まず私は、二四才の男児と二二才の女兒の親として、  
自分の子供が日本で育つ、特に在日朝鮮人、ないしは韓国人  
としてこの地に生まれ、育つ過程の中ににおける、さまざまな

苦惱と申しますかそういうものを肌でもつて触れながら見て  
きた関係上、申君のことは、実はひとごとではないという、  
そういう思いを持っておられるわけであります。

原告代理人 先生のお嬢さんの場合の体験、ということですけれど

も、いろいろあると思いますが、まあ象徴的な事件について述べて  
下さい。

証人 私の娘が、まあ、息子の場合はそうでもなかつたわけ

なんですが、娘が川崎に引越した間もなく、近所の幼稚園に  
入園を希望したわけであります。その幼稚園は、韓国人の密集  
地帯の近くにあるわけなんですが、当然、私どもは、自分  
の娘がそこに入園するのに、そんな問題はないだらうと思つ  
たわけなんですけれども、すんなりいかない。結果的に、最  
後に、あなたの場合だけ特別に入れてやるんだという、そ  
ういうふうな待遇を受けたわけであります。で、その後、非常  
にいやな思いをしたわけなんです。特に私どものような場合  
には、ときには自分のことがら、あるいは権利のことを主張  
することを許されているけれども、多くの貧しい同胞が、い  
つたいたいう場合に、どうなるんだろうかという悲しみを  
体験したわけであります。それが先程、やがて保育の事業を  
自分の教会を通して地域の中に果して行くといきつかけにな  
つたわけであります。

原告代理人 在日韓国人、先生のところのお嬢さんも含めまして、  
それが子供から青年になっていくその成長過程で、どのような問題  
にぶつからざるを得ないんでしようか。特に小学校の児童、中学校、  
高校までのことを具体的にお話し頂けませんでしょうか。

証人 まず、私どもの子弟が日本で生活をしていく過程の中

で、いったいどのような問題にぶつかるだろうかといふ、そのことを考へるときに、一つの、やはり人間が歩んで行かなければならない、そういう社会的な状況、と、いうようなことを考へなければならぬと思うんです。私は社会学の専門ではないけれども、自然に自分の同胞の問題を考へて行くときに、まあ、社会学、あるいは社会心理学に関心がいくわけあります。

で、その社会学者の一人である、パークという人が、二つの文化にはさまれた人間はそのどちらにも属しきれないで、結果的に各文化の周辺に、それぞれのその文化の周辺には生まれて生きなければならない。その場合に、かつて、たとえば我々が自分達の民族の文化や伝統といふものを、当たり前に持つていなければならぬわけなんですが、そういうことをきつとして行くことによつて、人間が社会の中で誇りのある存在になることができるわけなんです。ところが、これが一つの大きな、同化を促していく文化的な一つの力と申しますが、で、それが、日本と韓国の場合には、非常に不幸な歴史を通して形成されたわけであります。そのことに対しても、もはや、ほかの証人達が触れておられるので、繰返さないつもりであります。そういう、この力を持ったものが、ある社会的な集団に向かって、一つの偏見を持つて接し、そのことによつて、具体的に差別を経験しなければならないといふそ

ういう中で、実は人格的なものが不安にさらされ、そしてそういう疎外状況の中で、多くの場合に若い者が挫折をするわけであります。で、小さい子供が幼稚園にはいろうと思います。大阪のある場合には、中川幼稚園といふ幼稚園であります。すけれども、二倍の入園料を払わなければ、我々の同胞の場合には、はいられないという、そういう仕組になつてゐるわけであります。私の、この近辺の貧しい同胞の子弟が、家庭の中にあって、小さい畳の部屋に家族全員が押しこめられて住んでいるような状況の中で、封筒貼りをしながら、貧乏の家の子供達が、結局、保育に欠けたまま、十分な両親の配慮と社会的な配慮を受けないまま、結局、小学校にはいるわけであります。で、小学校にはいろりとするときに、私どもの子弟は、義務教育が受けられないわけであります。なぜならば、外国人であるからであります。従いまして、入学通知もないわけです。で、私どもは、義務としての教育を受けるようになされているのではなくして、最近、漸くにして、おそらく韓日会談の結果において、一つの特別な配慮のもとで、外国人であるけれども教育を受ける機会を与えて貰っているわけであります。従つて、民族学園に進む、数少ない子供達、全体の三分の一にもなりませんけれども、残りの三分の二にわたる子供達が、結局、入学通知もなく、ときには身体検査も全部済んでしまつてから、学校にかけこんで、先生から何

か面白くないことを言われる。そういう苦しい思いをしていかなければならない。従つて、現在、私どもは、市の行政に向つて、教育委員会に向つて、日本の子弟に与えられるような入学通知書は出されなくとも、せめて就学案内のようなものを出してもらえないだろうか、そういう一つの要求が、まともに取扱われないで、おそらく全国の、非常に限られた市でしか、このことは、今実践にうつされていないわけあります。で、多くの証人がすでに言っていますように、私どもの息子や娘を学校に送るときに、私どもは特別な誓約書を出し、そして日本人の保証人をつけなければならない、そういう苦い思いをするわけであります。そして、結果的に、余計者が学校に上ってきたんだという、多くの場合、そのような処遇を受けるわけであります。しかも、何とかして、すでに同化されている親達の気持の反映でしょうか、この子供達は、日本名を名乗つて、多くの場合、日本の学校に行くわけあります。しかも、現実において彼は、あるいは彼女は、幼いながら、うすうすと、自分が日本人でない、ということは知つてゐるわけであります。その間にはされ、時には日本人らしくふるまい、日本人の子供が来たときに、本当に悲しいことが起こるわけであります。

最近、私どもの近所で、こういう話を母親から聞きました。ある子供が、女の子が、学校から帰つて来たら、その家の中

に飾つてあつた韓国人形がございますが、それを押入に隠すわけであります。そして、自分の友達を迎えるようとする。

そして私どもは、保育園の働きを通して、まあ私どもの保育園では、実は日本の子供と韓国の子供を、あるいは朝鮮籍の子供を、何ら差別なく、福祉事務所で措置されてきた子供達を、現在七七名、預かっているわけですが、その数が、時には同胞の子弟が多く、ときには日本人が多いといふほんほん日々の形でいつも進んでいるわけなんですが、その保育園の保育を受ける過程の中では、本当に自然に自分が日本の子供であり、あるいは韓国の子供であるということをお互に誇り合い、本当にすばらしい友情関係を持つて、その小さい者が育つて行くわけであります。

そういう子供が日本の小学校にはいつて、暫くの間はそのまま行きますけれども、やがて、どういうわけか、自分が韓国名を名乗つて、多くの場合、日本の学校に行くわけあります。しかも、現実において彼は、あるいは彼女は、幼いながら、うすうすと、自分が日本人でない、ということは知つてゐるわけであります。その間にはされ、時には日本人らしくふるまい、日本人の子供が来たときに、本当に悲しいことが起こるわけであります。

そういう子供が日本の小学校にはいつて、暫くの間はそのまま行きますけれども、やがて、どういうわけか、自分が韓國名を名乗つて、胸の名札を隠しながら町の中を歩かなければならない。そういう人格的な破壊が、子供の世界の中に起つてゐるわけであります。で、そういう子供達が、中学校に進みます。中学校において、将来の展望を、子供達は持つことを許されていないわけです。多くの少年は非行化に走り、問題児となります。勉強していくたい何になるんだ。自分の親しい親や、あるいは兄さん方が、まともな就職ができない、ということをもはや彼らは知つてゐる

わけであります。そして、時には、彼らは思いを新たにして上に進んで行こうとします。高校に進みます。公立の場合は

そうでもないが、私どもが調べた段階では、八〇%の私立の高校が、何らかの差別をもつて、私どもの子弟を遇している

ことが明らかであります。

こういう中で子供達が育つて、中学を卒業し、あるいは就職、その就職のこの段階を迎ねなければならぬわけであります。

原告代理人 それで、その就職差別の体験が、いよいよ決定的な人格破壊をもたらすわけであります。ひとつ、先生が持つておられる一少女の実例を、ここでご紹介頂きたいと思ひます。

(後に提出する甲第八号証を示す)

原告代理人 それの、何ページでしようか。ちょっとその事例を述べて頂きたいんですが。

証人 二四ページから二六ページぐらいの、合せて二ページ

ぐらいのところですが。要約しながら読みますと……これは、申君の問題に非常に関係する一つの証言でござります。

「在日朝鮮青年の証言」という題になつております。これは特に、在日朝鮮青年がたくさん学んでいる高校に奉職をして

いる二人の日本人教師によって編集された、そういう、在日朝鮮青年の苦しみを、さまざま形で、証言の形で綴つたものでございます。こここの個所を途中でいろいろはしょりま

すが、大事な部分を読ませて頂きます。

Kといふ一おそらくキムさんじゃないかと思ひます。一

『Kは、こんなH高での味気ない学校生活の中で、いよいよ卒業をむかえた。Kは就職するので、夏休みの頃から、何回も何回もあちこちの会社を受けた。学校側からの紹介で、試験を受けた企業は、一流企業であった。川崎重工、三菱銀行、サンヨー電機等々、合計一六回も受けた。皆ダメだった。朝鮮人だから落とされたのだと自分で考えた。教師はこんな時、何にも相談にのってくれず、"氣を落とさずがんばれ"とだけ言ってくれた。

Kは卒業式をすませても就職が決まらなかつた。彼女は戸籍謄本のいらない職場を捜した。ついに、卒業後一〇回以上落とされたのちに、卒業して二か月目に彼女は新聞で知つて行つたT生命保険会社に就職ができ、ホッとしたという。

Kの夢は、ビルの中できれいな事務服をきて働くオフィスレディだという。その望みがかなつたのだ。T生命に入社して、Kは社員教育を大阪本社で二週間通つて受け、そのうちに神戸で働くことになった。Kはうれしくて、毎日を夢みたに過ごした。そして、よく働いた。

一週間ほどして、人事課から戸籍謄本を持ってくるように言われた。そのおり、目の前がまづくらになつた。Kは必死に考えた。それから毎日、心配でならなかつた。自分で自分

を慰めもした。もう私は入社が決まって働いているし、社員教育も受けたんだから、もし戸籍謄本を見て朝鮮人とわかつても、そのまま何も言わずに雇ってくれるかもしれない。それでも不安だった。人事課へ示す戸籍謄本を一日延ばしに延ばした。人事課の人が、謄本を持ってきたかと言つてくれと、"あゝ、忘れていたわ。今度、持つてきます"と逃げていた。

それでも逃げおおせるものではなく彼女は戸籍謄本を会社に出した。

一〇日ほどたつた。いてもたつてもおられなかつたと、その時のことKは話す。そんなおりKは支店長から呼び出され、支店長の部屋に向いた。支店長は言いくそくにしていたが、はつきりと、「Kさん、今日付けで当社をやめてもらいます。理由はあなたも知つていると思います。ウソをつくのはいけません。それに、わたしとこの会社では、朝鮮の人を雇うことは、会社のタテマエとしてできないことになつています。ですから今日すぐやめてもらいます。」Kは覚悟はしていたので、泣きだしそうな自分をおさえて、「ハイ、やめさせていただきます。」とだけ言って支店長室を出た。とたんに涙が出て仕方なかつたわ、とKは今は笑いながら話す。

Kは自席に帰ると、手まわりの品を片づけ始めた。涙が止まらなかつた。それで回りの女子社員が気づいて、Kの回りに寄つてきた。Kは同僚に、今日付けて支店長がやめてくれ

というのでやめるのだ、とだけ言つた。みんなは憤慨し、支店長に組合としてかけあおうと言つ出したので、彼女は必死でそれを止めた。Kは心配してくれて、何があつたかと何度も聞く同僚に、なぜ会社をやめねばならないかの理由を一言もうちあけず、働いた二〇日余りの給料をもらつて、T生命保険KKをクビになつた。』と。

私は、なぜこの証言を引用するかと申しますと、申君の場合に即して考えるときに、伝え聞くところによりますと、全

クラスの者が進学や就職が決まっていても、最後まで彼一人は残されているわけです。就職が決まらないのであります。で、この同じ例を、実は私の教会に来ている、現在は来ていませんけれども、來ていた、学校の名前を申しますと、明治学院大学の英文科を出た、同じ苗字を名乗っている、奇しくも同じ苗字を名乗っている若い青年が、全くこの証言に出ているような、同じ処遇を、日本の貿易会社から受けているわけであります。これは、在日韓国人青年にとつて、空気のよう、日常の中で経験しなければならない、人間としての痛みなんです。

人間が本当に、自分の能力があると、適性にかなつたところに働きたい。それが一番人間としてのささやかな願いなんです。しかし、そういう願いが、ことごとに拒否されていくという日本の社会のきびしさが、どれだけ一人の人格を切り

さいなんで行くか、ということを、裁判長も想像して頂ける  
と思ひます。

**原告代理人** まず例外なく、そのような体験をしながら成長してお  
る在日韓国人の、その結果の、現状というものは、どういうことに  
なつておりますか。

**証人** 結局、大学を出た多くの青年が、もちろん、私は職業  
に貴賤はない、と。だから、大学を出たからと言って、トラ  
ックの運転手をしたり、そういうことを僕はいやらしいとは思  
わないわけです。で、それは彼なりにそれにふさわしいこと  
であればそれは立派な生き方だと私は思うわけであります。  
にもかゝわらず、そういう状況の中に追いこまれたときに、  
多くの青年は、そういう職業を選ばなければならない。スク  
ラップ屋に進む。パチンコ屋に進んでいく、というのが多くの  
の青年の歩んで行く一つの一般的な方向であるということを、  
しかと申上げることができます。

**原告代理人** こういう在日韓国人の現実を作り出したものは一体、  
何でしょうか。

**証人** それは、たびたび、いろんな証人を通して明らかにし  
てきましたように、私の同胞は、この日本の地に、日本と旧韓国が  
本当に不幸なそういう歴史過程を経まして、多くの者が、自分が願  
つてここに来たのではなしに、朝鮮における住むべき、ある  
いは耕すべき土地を奪われ、あるいは生活の糧を求めて満州に

あるものは日本の社会の資本主義が形成される過程の  
中で、低賃金労務者として日本に流れ来て、戦時中、強制徵  
用令、あるいは国家総動員法の適用を受けまして、日本の炭  
鉱、水力発電、鉄道建設、軍需工場での労働、そして、この  
戦争が終った段階であなた達はおしまいます、と言つて、そ  
の働く場を追放され、しかし、その間に、多くの同胞は日本  
に生活をする根拠みたいなものを持っていましたので、なかなか  
母国に帰りにくい。ましてや、母国は南北に分断されて、き  
びしい対立の状況の中でおかれている。ですから、どうして  
も、人々の流れが、今現在、ここに住んでいる人々の場合を  
見てみると、この日本の場に生活を営んでいくという、そ  
ういう状況でありますが、しかし戦前からこのかた、形成さ  
れた日本の社会の持つて居るこの偏見、あるいはその偏見が  
もたらしてくる、具体的に我々にさまざまな形で不利益を迫  
つてくる。この差別ということによつて、このように仕事の  
場から排除されてくるという結果が起ころのではないいかと。  
で、そのことは、実は、日立の、あの就職裁判のときに、い  
みじくも明らかにされたのではないかと思います。

**原告代理人** そのことは、またあとで伺いますが、在日韓国人の子弟の方達は、まあ、そういう、非常にきびしい、苛烈な差別の内で、  
挫折しながら、それなりに力いっぱい生きていると思うんですけど  
ね。にもかゝわらず、いろいろな非行に走る人がいたり、する

わけですが、そして、まあそれがまた、差別の原因になる、というようなことがあるわけですけれども、先生は、それらの、毎日々々、

その現実を見ておられて、在日韓国人が現在受けつつある差別が、理由のないものとお考えででしょうか。それとも、どういうふうなお考えででしょうか。

**証人** 私は、人間が、神の前で、これは私の信仰の領域に属することありますけれども、神の前で平等である、あるいは、すべての機会において平等でなければならないという、

そういう人道主義的な立場に即して考えるときに、我々の子弟が日本の社会の中で、さまざまな人間的な疎外を経験しながら差別を受けるということは、これはもう、いわれのない、明らかに差別だと思うわけであります。しかし、現実における差別が、どのような仕組で、社会構造の中で行なわれていくかというと、実は差別を受けなければならぬわが現存しているわけであります。それは、私の住んでいる地域に即して申上げますと、私の地域のすぐそばに、一五〇〇人ほどが密集している池上町といふ町がございます。これは、戦時中、強制労働のために来ていた日本钢管の敷地の中に、戦前は飯場のようなものがありまして、ですから、町として造成されてない、そういうところに、実はバラックを建てて多くの人が住むようになつたわけです。そこにもちらん、東北あたりから、農村から都会に流れてくる貧しい日本の人々も一緒に住んでいます。一五〇

〇人ほどの住民の中の三分の二ほどが、我々の同胞がそこに占めているわけであります。

そして、この川崎市の人口が、一〇〇万になるわけですが、この一〇〇万の中で生活保護を受けなければならない家庭が約三〇〇余りございます。その約半数を、実は一五〇〇人が住んでいる、この地域の人達が受けているわけであります。しかも、その中の六〇%が我々の同胞の家庭によつて占められているわけであります。

そこににおける生活状況といふものは、先程、申上げたように、小さいバラックのような部屋の中に、六畳や、あるいは四畳半のところに、両親と子供二人、三人、一緒に住んで生活をしなければならない。そこで母親は、父親が外に労働に出ていく間に、一生懸命に封筒貼りなんかをやつしている。子供の面倒が見切れない。従つて、子供の世界の中に、学校へ進んだとしても必然的にそこから出てくる学力低下といふものがあるわけです、もちろん、日本の最近の学校教育の中ににおける学力低下のさまざまな問題がござりますけれども、それに加えて、彼らが持つてゐる生活環境そのものが、子供をしてどうしても低学力、従つて知能指数が低いと言われるような、そういう子供達を必然的に生み出す。そういう生活環境がそこにあります。

従つて学校の成績も悪い、上へうまくいかない。そして、

そこからくるうつせきみたいなもの、生活の中で経験する、もっと上にいきたいという欲望と、そなならしめない現実との葛藤の中で、人間性がさまざま疎外を受けて、結果的に、たとえばある会社に受けたとしても、きちっと、試験がまともに受けにくいとい、すでにそういう素地がですね。だから、まさにその差別というのは、決して、ただ、できるんだけれども、日本人の子供と同じように上に進めないんだという、そんなことじゃない。もともと、根強く、我々の生活の底辺の中で、そういう人間を作り出していくとい、ここに、まさにこの社会の差別の根源があると、私はそう見ているわけであります。

**原告代理人** そこで、本件に即してお尋ねしますが、そのような在日韓国人につきまして、入管法、まあ、出入国管理特別法という法律があるわけありますけれども、外国人であることを前提にした入管法ですね、旅券を持ってはいつてくる外国人であることを前提にした入管法を適用することについて、先生はどうにお感じでいらっしゃか。

**証人 戦後**、この入管令が制定されまして、これは、ある意味で、日本国を出入りする外国人のために、こういう法令は設けられたと思うわけであります。たとえばある外国人が、日本にはいろいろとするときに、すでにそのものが特殊な技能を持つていて、日本の特殊な会社に採用するということが取

決められて、彼は日本にはいってくることができるわけあります。ところが私どもの同胞の場合は、先程申上げたような理由によりまして、日本をこの生活の場として、戦前から継続して住んでおり、しかも二世と三世が六五万にもわたる同胞の中で七六%を占めるという、そういう現実の中で生活するこのものに、いわゆる出入して行く、そういう外国人一般に適用する法体系の中で押しこんでいくことが本当は無理があるのでないだろか、法体系そのものに、そういう建前をつらぬいて行くところに、ものすごい無理があるのではないかと思います。何も入管令に限らないわけです、さまざまな福祉体系の中で、私が社会福祉法人を創設して行くときには、厚生省からこういう指導を受けました。人種、国籍、信条、宗教、思想、そういうものによらないで、あらゆる人間が一人立ちできるよう助けて行くところに、この福祉の基本精神がある、と。これはおそらく、日本国憲法や、福祉に関する関係法令の中にそのことが明記されていると思います。にもかゝわらず、我々は、たとえば公営住宅にはいる問題にしても、中小企業の、ちょっと何か、自分の力でやってみようかという者が、公的な貸付資金を得る面においても、最近明らかにされましたけれども、川崎の場合には民生局の中に、貧しい者たちのために奨学金制度を設けているわけです。その奨学金制度からも、外国人であるとい、唯一の理由

から、排除されているわけであります。寝たきりの老人が、またそこで差別を受けるわけであります。おかしなことに、私の教会に今来ている、ある韓国の女性は、日本人と結婚をいたしました。不幸にもその日本人の夫を失いました。子供が生まれました。子供はれっきとした父親の国籍に従って、日本の国籍であります。しかし、この母子家庭に与えられるべき福祉の措置が、この家庭に適用されないわけであります。

なぜならば、申請する母親が外国人である、と、保護者が外国人である場合にはそれが適用されない。日本国籍を持つた一人の子供の面倒を見る韓国女性の生き方の道を、すでにそこに、外国人であるという理由でもって除外している法体系が厳然として、今、日本の社会の中で機能しているということを、はつきり申上げたいと思います。

**原告代理人** それで、在留権の関係ですけれども、法的地位協定及び出入国管理特別法によりまして協定永住権を持つてゐる在日韓国人でも、一定の場合に、一定の法に定められ、条約に定められておる場合には、退去強制をされるという条項があるわけです。それについて、特に、合意議事録というものを、この条約で作らなければならなかつたわけです。それから更に、この一年後に、日韓両国政府は、同時声明を発表して、退去強制に該当する、これらのものに對して、人道的な取扱をしなければならないという、こういう規定をしてゐるんですけれども、先生は、このような規定をご覧になつて、どのようなことに着目してこれらの規定を解釈、運用しなければならないか、なまなましい、さまざまご体験の中から、この問題について、ご意見を聞かせて頂きたいと思いますが。

**証人** まあ、私は法律的なことは、あまり得意じゃなくて、非常に弱いわけなんですが、私の専門の外に属する法律の条文を一生懸命に読んでも、なかなか理解できないむずかしさがあります。にもかゝわらず、結局、在日韓国人の法的地位に関する日韓会談、韓日会談の中で取り交された条約といふものは、やはり当事者である、日本に住んでゐる韓国人が、将来、どうなるだろか、あるいは、現実の問題を本当に深いところで理解をして、その声を吸上げた結果、出てきた条約ではないように、私どもには見えるわけであります。その結果として、一〇年を過ぎて、あの条約の規定に従つて申君のような問題、伝え聞くところによりますと、すでに、そういう同じような事例によつて多くの者が大村収容所に収容され、あるいは、この収容されかねない状況におかれているし、七年以上の刑に服するものが、すでに一〇〇人を超える、といふうに、現実に聞いてゐるわけであります。で、こういう事態が、結局、日本に住んでゐる在日韓国人に、さまざま不安を与えるわけです。なぜ、多くの青年が、この裁判に注目をしていますかといふと、申君の問題、そして、決して申君一人の問題ではない。もちろん、多くの青年が、申君の

おかした犯罪そのものを正当化している者は一人もいないと思ふわけであります。にもかゝわらず、彼が強制退去という、この処分によつて彼が生まれ育つた、ある意味で根っこがどこにあるようなどろから、もぎ取られて、言葉も知らない、それもみずから決断によらない、強制されて行かなければならぬといふ、そういう事態が起ころうとすることに對して非常な憂いを持つて、これはある意味で、社会的な一つの不安を作り出す、そういう事柄の問題として、現在受けとめていると、私はそう確信するわけであります。

従つて、たとえば入管法、もちろん、この合意議事録なんかを読みますと、本当に戦前から住んでいた我々同胞の問題を十分配慮しないところから出てきた結果にしても、合意議事録のようなものが、そこに生まれた關係は、これはいわゆる普通の法体系はどうにもならない、複雑な問題がそこにあるんだということを両国の政府が認定をしているわけであります。

日本政府も当然、そういう認定をいたしまして、そこには、たとえば入管法に適用することができないとしても、現入管法の体制の中に、五〇条の中に、永住権を持った者が退去強制を受けるときには、特別の配慮が、法務大臣によつてなさるというそういう規定もあるし、更に、合意議事録においては、人道的な問題、特にこの家族構成の問題を十分考慮し

原告代理人 先生の今までのご証言で言わんとされるところがよくわかつてきたわけですが、この退去強制の問題に關して言えば、合意議事録などがいみじくも述べておるよう、入道的な見地から、この問題をもう解決するほかはないんだと、そこが基本なんだと、こういうことでござりますね。

証人 はい。

原告代理人 先生の今までのご証言で言わんとされるところがよくわかつてきたわけですが、この退去強制の問題に關して言えば、合意議事録などがいみじくも述べておるよう、入道的な見地から、この問題をもう解決するほかはないんだと、そこが基本なんだと、こういうことでござりますね。

原告代理人 今まで、在日韓国人、特に青年たちが置かれている、加えられている苛烈な圧迫の状況といふものを、お聞きしたわけですが、最近は、このような在日韓国青年たちの間でこのような状況に対する対応について特に何か、顕著な特徴というようなものがあるでしょうか。

証人 はい、一つの新しい動きと申しますか、考え方みたいなもののが、私共の同胞の子弟の間から芽生えつつあります。

裁判長 実は、私、この証人の席に立つて、今日、是非、

申し上げたい、ただ一つのことは、今、日本に住んでいる若い在日韓国人朝鮮人の青年たちが、どのような人間としての生き方を目指しているかと、その一つを申し上げるために、こゝに立ったわけであります。今までのことは、全部、それに関係する一つのイントロダクションだとみてくださつて結構だと思います。実は、傍聴席に、多くの若者が来ております。彼等は、さきほど申し上げたような、苛烈な厳しい生の状況の中で一つの新しい発見をいたしました。それは戦争が終つて、今三一年になりました、三二年目にはいろいろとしております。で、かつて、私共の国と日本との間の不幸な関係とくらものが、三六年間続いたわけであります。従つて、この戦後が間もなく三六年を迎えるように愕然として気がついたわけであります。で、今日までの生き方と申しますのは、このような仕打ちを加えていた日本社会に向かつた時には、反抗、挫折からくる駄目になる。そういうケースがたくさんございましたけれども、最近、私共の子弟は、それでは、もう駄目なんだと、本当に、厳しい状況を切り開いてこのような状況にも拘らず、かつての不幸な歴史的な状況が、われわれの双肩に、そのままかゝつていても拘らず、これを、むしろ、担いきつて、それを背負いきつて人間としての、もっと、責任ある生き方が日本の社会の中でできないだらうかと、そういう方向を、実は、模索をし始めているわけ

であります。だから自分たちが小さい時に受けた日本の学校あるいは社会における仕打ちを、もう、くどくどいうのはやめて、むしろ、そういう事実を、明らかに踏まえながら、なお、それを乗り越えて人間として育つていくために、もう、三世に当る自分たちの弟、あるいは二世の息子さんに、むしろ、再び、その苦しみを味合わしてはならないんだという、そういう自覚から、一つの教育に、もつともと、力を尽そうと、さきほど、申し上げたようなスマラムの状況の中で育つた子供が中学三年になつて、末だに分數ができないんです。ます。 $\frac{1}{2} + \frac{1}{3} = \frac{2}{5}$  としか返答ができない子供が生まれているわけであります。小学校の三、四年生に、できてるはずの算数が中学三年でできないという、そのような生き様を、どうして、切り抜いて行けるだろうか。それから、若い者たちが挫折をしないで育つていけるだろうか、たとえ、自分に与えられた仕事がトラックの運転手であつても、それを一つ、受け止めて、自分の生き方を切り開いていくうじゃないかと、むしろ、大学を出た者が自ら進んでそのような職に就いていきながら、一つ、これで足をふんばつて、生き抜こうじゃないかと、そして、彼等は、夜、私共の教会、あるいは保育園の教室に集まつて、近所の子弟たちを、一〇人、二〇人、そしてできない子供たちを集めて、で、その際に決して、この

青年たちは、自分の同胞の問題だけに目を注いでいるわけではありません。同じようなスラムの状況の中で生きている日本の子弟も同じように、実は、差別を受けていたんだと、彼等も共に一緒に生きて、人間として育つていかなければならぬんだと、そういう生き方を目指し初め、本当に、最早。日本の社会を恨み、糾弾するという、そういうことは、まず、差しあいて、自分たちのやるべき責任を全うしようという、そういう、雄々しい決意と申しますか、男らしいと申しますか、人間らしい生き方に目覚めつつあるという、これが私共の同胞の青年であります。それに従って、近所の日本の青年が同じような思いを持つていて、このことを申し添えたいと思ひます。今日、ここに又、多くの日本の青年も来ているわけであります。彼等の心情の中には自分の友人である朝鮮人の青年一人が日本の社会に、そのような待遇を受けている限り日本としてのオブリゲーションといふものを、全うすることができないんだという高尚な思いをもつて、このことに注目していることを、申し添えたいのであります。

原告代理人 就職差別裁判といわれてゐる事件の朴鐘碩君は、先生の教会の教員ですね。

証人 はい。

原告代理人 その朴鐘碩君のことについて、今、先生が言われたことを、具体的に述べていただけないでしょうか。

証人 朴君は、実は、申君と同じような出生の背景をもつて育ちました。高校を卒業したために彼は就職したいという

ことで、就職が決まるなり、苦しい状況の中に置かれた青年であります。やけも、おこしかけたわけであります。しかし彼は、日立製作所のソフトウエアを作っている戸塚工場で社員を募集するという新聞の広告をみて、それに応募をしたわけであります。日立のような、大きな会社に、とても就職できるはずがないと、だから、彼は、日本名新井という名前を名乗つて、そして、これがある意味では、彼等の生活の手段と申しましようか、さきほど、小冊子の中で引用したような若い青年の前例を、平素経験している彼等は、出生地を本籍地として書いたわけであります。そして日立の、その工場の試験を受けて、まあ、試験の成績においては、立派に合格をいたしました。そして、入社が決まった時に戸籍謄本を持ってくるようといわれました。その時点で、彼は、自分の、ありのまゝを会社に申し上げたわけであります。実は、私は日本で生まれた韓国人であつて、そのようなものは持っていない、現実に、彼は、戸籍に登録が記載されていない、そういう人間であります。

従つて、会社は、それじゃ、外国人登録済証明書のようなものを、出したらどうだろかという勧告もできたはずでありますけれども、いや、待つて、と結局、自分の会社は外国人

を探らないという、そういうことによつて、出社しようとする朴君を、押しとどめたわけあります。ところが、實際、わかつてみると、日立は、実は本来、外国人を採用しないと、あるいは、共産党員は採用しないんだと、あるいは創価学会の学会員は採用しないんだと、秘密の取り決めみたいなものを、会社 자체が持つてゐるということが、彼が、この事柄を横浜の地裁に訴える裁判の過程の中で明らかにされたわけであります。ところが、この苦しい裁判、四年近い、この裁判の過程を通して、その辺のことが明らかになつて、一九七四年六月十九日、私、この日を実は忘れることができないわけであります。在日韓国人の若者たち、又、年を取つてゐるような者を含めて、その日は、私共にとって、非常に象徴的な日であります。横浜地裁は、日本の社会、特に日立がとつてゐる、この差別的な状況を克明に、明らかにしながら、この朴君が、その会社に採用されなければならない朴君が、完全に勝訴になるような形の判決が下つたわけであります。これが青年たちの新しい歩みの一つの契機であります。ほかの、いろんな契機がありましょうけれども、一つの非常に大事な、人間らしく生きていくために、最低の保障が欲しい、能力と適性に合う職場が、ちゃんと与えられて欲しいという、この一人の無名の青年の叫び声を日本の法廷が、ちゃんと聞いてくれたわけであります。そのことによつて、実は、朴君の中

に、一つの変貌が生まれたわけであります。彼は、やがて、会社にはいつてきまして、新井といり、あいまいな名前ではなしに、朴鐘碩という本来もつて生まれた名前を誇りをもつて、名乗り、現在、コンピュータープログラムをしてる職場の訓練の期間を立派にやりとげて継続的にやって、立派な社会人として生きているわけであります。彼の事柄は、実は、日本を初め、韓国あるいは全世界に、このニュースが伝わっているわけであります。従つて、この青年の一人の新しい、この目覚めを通して、私共の若い青年たちに一つのささやかな希望が生まれてきたわけであります。夢が生まれてきたわけであります。やればできるんだと、きちんと責任を果して生きしていく人間にならなければならぬんだと、そのことのために自分たちが、あいまいにしてきた、本当に人間としての誇り、自分が本当に韓国人として、生きていくということ、あるいは朝鮮人として生きていくという、人間のアイデンティティ一人間が本来、持つてゐるところの自己統一性を、あいまいにしたまゝ、人間は社会の中で生きていくことができない、少なくとも自分の生まれを誇りに思わない限り、人間は、社会の中に、きちんと人間として、立つて生きることができないという自己確認、それが日本中に伝わつてゐるわけであります。

先頃、私は、岡山を旅行しました時、偶然に一人の青年に

会いました。同胞の青年に向かって、このことを知っているか、知っている、と答えていた姿を見る時に、私は、少なくとも日本の法廷やあるいは日本の政府、あるいは日本の社会に向かって、この際、是非訴えたいことは、このように、生きていこうとしている芽を、つまないで欲しい、人間が自由な決断をする、その自由を、抑えるようなことをしないで欲しい、そして、人間らしく生きていくチャンスを、再び与えて欲しいと、申君にも、実は、そのチャンスを与えて欲しいと、切にお願いするため、この法廷に立っているわけあります。

原告代理人 朴鐘碩は、先生の教会に属しておるんですが、どうなんですか、夜間の学習塾ですか、そういうところの指導なんかやつていてるんでしようか。

証人 はい。  
原告代理人 日立での勤務成績については、私も聞いておるんですけども、ちょっと、その点をご証言いただきたいと思います。

証人 日立の裁判が終りました、日立製作所の会社の代表と私共関係していたもの、こゝにおられる中平先生を初め、さきほど、証言に立つてくださった佐藤勝巳先生、私、こういふ者を含めて諮詢委員会のようなものを組織いたしまして、定期的に必要がある時に会社に行って、そこに働いている朴君の問題、あるいは、やがて雇用の機会が与えられるであろ

う韓国人青年の問題について、話し合いをすることになつております。会社の勤務担当の課長さんが、たいこ判を押して、立派にやつているということを証言しております。そして、去る暮のことでございますけれども、埼玉銀行のコンピューターのプログラムを、彼を作るために、正月を返上して手伝って、日本のパートナーと一緒になつて、働いている姿を見て、私は、非常に感動をしたわけであります。

原告代理人 補足的に一、二お伺いします。一九七四年の一月二日付で、日韓教会協議会の代表者たちが当裁判所の裁判各位並びに法務大臣宛て嘆願書を出したことを、先生は、その時のメンバーとして、ご存じですね。

証人 はい。

原告代理人 この申京煥ケースは韓国の良識ある人々から注目されていると思うんですが、非常に事情の詳しい先生からお聞きしたいと思うんですが。

証人 今、私は、さきほどの人定尋問の中で申し上げましたように、世界の教会協議会の人種並びに民族差別の特別な委員会に関係しているわけなんです。そういうものと闘う委員会ですね、これは日本に限らず、世界の中ではうはいとして、この社会における少数者の権利といふものが人権の問題として、注目をされているわけであります。従つて、世界中の教会がさまざまな横の連絡をとりながら、それぞれの国における

るこういう問題に、係わっているわけであります。従つて、申君の問題に対する、この韓国のキリスト教協議会の代表者、特にその中には、韓国のキリスト教特別協議会に人権委員会といふものがありまして、それに係わつていて、京都で開かれた会議に出席をして、そのあとで、この裁判に傍聴したわけであります。そういう人々の関心といふものが、絶えず継続されていまして、先年、私共がソウルで同じような会合を開いた時に、その席で、あの裁判は、一体、どうなつたんだろうかという関心を、依然として示しているということがわかつたのであります。従つて、このことは、アメリカにおける教会並びに世界の教会が、この申君に対する退去強制処分取消という、日本国の中で行われる一つの裁判の目途に対して注目をしているということを申し上げができると思ひます。



# 証言7

証人			
職業	年令	氏名	期日
失対労働者	六九才	金彌連	一九七七年四月二七日

## 卷之三

卷之三  
序

原告代理人（河野） 金弼連さんは、この裁判の原告の申京煥君の  
お母さんですね。

証人 はい。

原告代理人 お生まれは、韓国のどちらですか。

証人 生まれた場所は、主人と同じところで慶尚北道の義城  
郡です。

原告代理人 何才ぐらいのときに日本に渡つてこられましたか。

証人 二六才のときです。

原告代理人 日本に渡つてくる前には、ふるさとで、どういう生活  
をなさっていましたか。

証人 これという職業はなかつたけれども、しゅうとと一緒に  
おりながら、六年くらいおりました。

原告代理人 申君のお父さんと結婚なさったのは、いつ頃のことですか。

証人 一五才のときの一月に結婚しました。

原告代理人 弱連さんのご家族は、どういうふうにしていましたか、  
結婚するまで。

証人 結婚する前には、家庭が非常に貧しい中で、お母さん

が一〇才のとき亡くなつて、お父さんが一五才で亡くなつて、

そういう状況の中で、家庭的に大変困つておつたときに、主

人のほうも、生活は豊かでなかつたけれども、そのほうで、  
苦しいけれども、お嫁に来てくれ、ということで嫁に行つた

ということです。

原告代理人 ご主人の家族は、どういう人がいましたか。

証人 主人のお父さんと、主人の兄さんと、主人と、そして

本人とで四人です。

原告代理人 ご主人と結婚なさって、そこでどういうふうな仕事を

していましたか。

証人 本人は、結婚した家で、家庭の炊事の仕事をしたり、

したけれども、主人は生活がいろいろ苦しくて、年間いくら、

というお金をもらって、奉公を行つておりました。

原告代理人 その村の、ほかの人達は、どんなふうな暮らしをしていましたか。

証人 大体、その時代は、普通一般に、生活が貧しくて、た

だ、ごく僅かな、豊かな生活をしている人はおつたけれども、  
ほとんど、貧しい生活をしておつたということですね。本人

の家庭も、農業をしておるけれども、土地がなくて、そういう  
う苦しい生活をしておつた、ということです。

原告代理人 ご主人は、いくつのときに、日本に渡りましたか。

証人 二四才のときに、日本に渡つて来ました。

原告代理人 そのとき、あなたは何才でしたか。

証人 そのとき、二〇才です。

原告代理人 ご主人が日本に渡航することになつたきっかけは、何  
でしょうか。

証人 家で、そういう、生活が苦しかったわけがあつて、主人が、ただ友達が日本にあるということで、その友達の住所一つを握って日本に来た、ということです。

原告代理人 その住所をあてにして、ということですね。

証人 その住所だけ信じて渡つてきました。日本に渡つてくるときに、韓国の民族衣裳を着て、チヨンマゲをそのまま、して、日本に、住所を持つて來た、ということですね。

原告代理人 ご主人が一人で日本に渡つたわけですね。

証人 はい。

原告代理人 そうすると、ご主人が渡つたあと、あなたがあとを追つて日本に渡つてくるまで、どんなふうにしていたんですか。

証人 まあ、主人が来たあと、非常に生活が苦しいので、山に行つて、たきぎをしたり、又は近所の人達の仕事をして、米をもらつてきたり、時には、ごはんをもらつたり、そして主人のお父さんと一緒におつた・と。

原告代理人 あなたが日本に渡つてくるようになつたのは、ご主人が日本に来い、というふうに言つたからですか。

証人 えゝ。

原告代理人 日本に渡つてきて、それで、最初に、どこに来ました

か。

証人 一番最初來たときは、東京に來ました。家出るときも、私一人で出て來ました。ここまで、東京まで來ても、東京ま

でも私一人で來ました。東京へ來るまで、二日かかつたけれども、汽車一日、船一日、韓国で一日、そういう形で、その

間、何も食べなくて、ここに主人を追つて來ました。で、途中で、誰かが、腕章をかけてる誰かが、わからぬけれども、弁当を一つ、くれたのでそれを食べようと思つたけれども、食べられなくて、そのまま、それを置いてしまつた、といふことです。

原告代理人 その後、東京のあと、鎌倉、それから横浜の鶴見の飯場を経て、つい最近まで住んでいた四工場に住むようになつたわけですね。

証人 はい。

原告代理人 四工場に住むようになつて、どのくらいたちましたか。

証人 二六才の正月に来て、八月に、風が吹いたり、台風が来たり、いろいろ大変な、そういう気候状況の中で、四工場という言葉だけ聞いて、そして、そこに行きました。

原告代理人 四工場には、誰か知つている人がいたんですね。

証人 故郷の人達が、たくさんおる、ということです。故郷の人達が、いっぱいおるという、その声だけ聞いて行きました。

原告代理人 四工場に来てからは、ご主人と、あなたは、どういう仕事をしてきましたか。

証人 私は、四工場に来てから、大体、子供を生んで、育て

て、そして主人が労働者で、ずっと働いて、そういう状況の

中で、何とか生活をしてきました。

原告代理人 子供さんは、何人、おられますか。

証人 男の子は申京煥一人だけで、娘は五人います。

原告代理人 もう一人、亡くなつた方がいらつしゃいますね。

証人 はい。

原告代理人 その方は、いつ頃、亡くなりましたか。

証人 どの年からは、私は覚えていないけれどもとにかく、子供がはたちのときに、九月一六日に亡くなりました。

原告代理人 はたち、というのは、數えですね。

証人 はい。

原告代理人 女の子供は、皆さん、結婚なさっていますか。

証人 一人だけ、残つております。

原告代理人 一人だけ残つておられるのは、どなたですか。

証人 申点粉です。きょう来た、申点粉です。

原告代理人 ほかの方は、みんな嫁いでいらつしやるわけですね。

証人 はい。全部嫁いでいます。

原告代理人 あなた自身も、失業対策の仕事を、ずっとやつてきたんじやないですか。

証人 ずっとやつてきたし、今も失対の仕事をしています。

原告代理人 長男の方が、これは、一九五四年だと思いますが、亡くなつたあと、男の子は、この申京煥君一人だつたわけですね。

証人 えゝ。

原告代理人 申京煥君は、どういう性格の子供でしたか。

証人 学校に通うときは、よく言うことを聞いて非常にしつかりした、おとなしい子でした。小学校六年のときも、一日も休んでいません。中学校三年生でも、腹が痛いと言つて一日だけ休みました。あとはずつと学校に行つた、そういうまじめな子でした。

原告代理人 申京煥君は、強盗致傷という事件を起こしましたね。

証人 はい。

原告代理人 そのときは、お母さんは、どういうふうになさいましたか。

証人 どういうことをしたのか、私は全然知りません。警察官が三人来て、家庭で逮捕していくのを見て、今まで本当に

まじめに働いていた子が、どうしてこういうことになつたのかと思って、ただ、ふるえがきて、前後を知らない、そういう状況で迎えたということです。

原告代理人 あなたは、被害者の家を回つて、弁償して歩いたんじやないですか。

証人 まあ、逮捕されたあと、全然知らなくておつたけれども、いろんな人から、あそこ、ここ、という話を聞いて、これじゃいけないということで、ない金を、あっちこっち、集めて、三五万円を持って、三か所ですか、に配布して、ひと

つ、よろしく、ということでお分けしました。そして、子供が、一人しかないし、その子が出てこなくちゃ、私の生活は耐え切れない、ということで、なるだけ被害者の気持を柔らげると同時に、早くこの子がしつかりして帰ってほしい、と

同時に、主人が病氣で寝込んでおるので、どうしようもない、ただ、この子にだけすがって生きなければならない、そういう状況で、そういう結果になりました。

原告代理人 静岡の裁判所では、弁護人も国選ではなくて、私選の弁護人を頼んだんでしたね。

証人 はい。

原告代理人 その結果、裁判では懲役八年の判決がおりたわけですけれども、そのとき、でういうふうに思いましたか。

証人 最初のときも八年で、あとも八年ということで、自分の気持としては、被害者を訪問したり、本人のことを考えたりして何とかよくなってくれるし、一年でも、わずかいくらいでもよくなるだろうという期待を持つておつたけれども、最後まで八年になつた、ということで、半狂乱的になつて、いさをぶつけたり、そういう状況で、本当にもう、何とも言えない気持でおりました。

原告代理人 申君のお父さん、あなたのご主人は、その頃、体の具合が悪かつたんですね。

証人 そのときも、病院に入院しておりました。

原告代理人 それは、結核で入院なさっていたんですね。

証人 えゝ。

原告代理人 病院には、結核で何年ぐらい入院していましたか。

証人 約九年やな。

原告代理人 その、結核で入院して、退院してきたあと、今度はまた、脳軟化症になつて寝てしまつたんじゃないですか。

証人 もう、退院して、いつその病氣になつたかわからんけれども、退院したあと、そなつて寝込んでしまつたんです。ちょうど一四年間、病院に入院しておりました。一四年間、寝ておつたけれども、手も足も動かせなくて、ほとんど横にしておつたけれども、手も足も動かせなくて、ほとんど横に口に入れてあげて初めて本人が、少し食べるという状況で、入院しております。

原告代理人 その頃は、弼連さんと、妹の点粉さんと、二人で暮していたわけですね。

証人 はい。

原告代理人 ご主人は、最近、お亡くなりになりましたね。

証人 三月一二日に亡くなりました。今年の。

原告代理人 その申君、申京煥君が、刑務所にはいつてゐる間、刑を終えたら、出て来てまた一緒に親子で生活できる、というふうに思つて、それを待ち望んで生活してゐたわけですね。

原告代理人 申君が、岩国刑務所を出たあと、すぐ大村収容所に送られたという連絡を受けましたね。

証人 はい。

原告代理人 そのときは、どんなふうに思いましたか。

証人 その話を聞いて、手はふるえるし、胸はどきどきするし、体はふるえるし、もう、どうしたらしいのか、お先貞暗で、本当に自分としても、どないしたらいいか、わからんという状態が続きました。

原告代理人 あなたも、その頃は、体の具合が、少し悪かったんじゃないですか。

証人 ちょうど、そのとき私は、おなかが腫れて、肝臓炎で腫れて、ちょうど五ヶ月間、八月から一二月まで、ずっと入院しておった状況でありました。で、退院するときだと思いますけれども、とにかく、体が全然、話はできないし、出たときに真暗で、三日間、舌が上に向いて全然話もできない、そういう状況で帰りました。

原告代理人 今でも体の具合は、よくないわけですか。

証人 今でもよくないです。ずっと。

原告代理人 最近も何か病院にかかるたり、入院なさつたりしたことがありますか。

証人 今年一月から三ヶ月間、体がずっと、腫れて、足も腫れて、尿が出なくて苦しんでおつて、薬を飲むと、何とか

尿が少し出て、そういう状況で三ヶ月間、ずっと苦しんでおりました。

原告代理人 京焼君が大村収容所に移されたあと、あなたは法務省に嘆願に行きましたね。

証人 はい。

原告代理人 そのときは、どうすることをお願いしたんですか。

証人 もう、私は、法務省に行つたときに言つたことは、実際、私は学問もしてないし、字もわからんで、うまく話はできなけれども、とにかく、うちの息子は悪いけれども、何とか助けてくれ、と。そして、この家族のことを考えても助けてくれと、それ一つだけお願いをしました。それだけ、ずっと訴え続けて、土下座をしてきました。

原告代理人 申京焼君から、送還船の名簿に自分の名前がのつたといいう連絡がありましたね。

証人 えゝ。

原告代理人 その電話があつたときには、どんなふうな気持でしたか。

証人 実は、私が、息子が行くという話を聞いたときに、自分が結婚して韓国で生活したこと自分で思い出して、服がなくて、しゅうとのめの着た着さしの服をもらつてきたり、靴がなくて、はきさしの靴を拾つてはいたり、非常に貧しい生活を、ずっとしてきたことを思いながら、子供は、もし行つ

でも、自分はとにかく、ここで生活して行こう、と。再びそこには自分は行かない、そういう気持になりました。子供は、まあ、悪いから、行かれるんだけれども、自分としては、そういう、自分の苦労したことを考えながら、ここで主人がおるんだから一緒におらなければならぬ、という気持を持ちました。

**原告代理人** あなたは、京焼君が、ただ一人の男の子ですし、韓国に帰ることになつたら、大変困るんじゃないですか。

**証人** 実は、その、子供が帰るという便りを聞きながら、たしか、子供には悪いけれども、もし私に別の子供があつて、その子供に私が頼つて生活ができることであれば送られても

致し方がないけれども、その子が帰れば、私は生きる生甲斐もないし頼つて生活もできない。また娘はおつたとしても、娘らは全部嫁に行つて、自分の生活が非常に忙がしくて、自分の生活に精一杯なんで、何もそこには頼ることもできないし、だから、私はその子一人だけを頼つて、きよう生活してきましたので、もし本当に息子を送るなら、私を殺して、私の葬式を済ましたあと、子供が、うちの母は私が悪かったために日本で殺されたということを認識して送つてほしい、というのがそのときの気持でした。

**証人** 裁判長殿、まあ、息子はたしか、悪いけれども、私達を助けてくれるつもりでどうぞご寛大な処分をお願い致します。最後に裁判長にお願いしたいことは、一人息子であるし、とにかく、その子しか、自分は頼つていけない、という状況であるし、年は、もう、七〇であるという状況、そして生活が、その子にすがらなければ、私は生活ができない、ということでありますので、もしか息子が韓国に送還されるならば、私は、その送還されるのを、私の目で見ることが、私は忍び得ないので、私を殺して、私が死んだあとは、その悲惨な状況を自分の目で見なくて済むので、その気持ですので、ひとつよろしくご配慮をお願いいたします。

**原告代理人** 最後に、裁判官に何か訴えることがあつたら、一言言つて下さい。

# 証言8

証人			
職業	年令	氏名	期日
無職	二六才	申点粉	一九七七年四月二七日



原告代理人（秋田） 証人は原告の妹さんになるわけですか。

証人 はい、そうです。

原告代理人 兄弟は全部で現在は何人ですか。

証人 女が五人で、男が一人です。

原告代理人 お兄さんがもう一人、いらしたということですね。

証人 はい、そうです。

原告代理人 お兄さんは、いつ頃、どういうことで、亡くなられたんですか。

証人 今からちょうど、二二年前に、交通事故で亡くなりました。

原告代理人 当時、お兄さんは、いくつでしたか。

証人 ちょうど、数えで二〇才だったと思います。

原告代理人 そのお兄さんというのは、兄弟全部で七人いるうちの上から何番目。

証人 上から二番目でした。

原告代理人 そうしますと、このお兄さんが亡くなられた当時は、家族の中でお兄さんというのは、どういう存在だったんでしょうか。

証人 もう、大きさに言って、笑われるかもしれませんけれども、

ど、太陽のような存在でしたね。

原告代理人 具体的に言うと、どういうことですか。

証人 家の中が貧しさで暗くても兄が家に帰つてくると、も

う、和氣あいあいとなるわけですね。父親も母親も兄弟も、

その兄に一目、置いていたわけです。

原告代理人 その当時、家の中で働いてた方というと、どなたと、どなたですか。

証人 父と母と、その兄と三人でした。

原告代理人 そうしますと、経済的な意味でもお兄さんというのは、柱だったわけですか。

証人 そうです。

原告代理人 お父さんが、こちらに来たのがいつ頃か、あなたは、知っておりますか。

証人 聞くところによりますと、数え年二四才といいますので、ちょうど今から、一九二九年頃だと思います。

原告代理人 それ以来、お父さんは、どういう職業に就いていたか、知っておりますか。

証人 釜山から船に乗つて、日本本土に、はいってきたわけ

ですけれども、あちこちで炭鉱とか北海道とかも行つたことがあります。

証人 そうです。

原告代理人 で、その中で、お兄さんが生きてらした頃に、お母さんも働いていたわけですね。

証人 私が生まれて、三ヶ月して、働き出したということです

す。

原告代理人　お母さんは、どういうような仕事に就いていたんですか。

証人　今現在も働いている、うちの市の失効労働ですか、その仕事を、ずっと、続けております。

原告代理人　で、お兄さんが突然交通事故で亡くなつたということ

の嘆き方というのは、どんな状態だったか。

証人　私がちょうど五才くらいだったんですけども、異常を感じるくらいに父も母もお酒を飲みまして、泣くのが合唱

原告代理人　やはり、一家の柱を亡くしたと、そういうような感じでしたか。

証人　えゝ、四工場の中でも特に青年団でも軸になつて、何事も掛け替えのない、息子としては、自慢の息子だっただけに……。

原告代理人　それ以降、柱になるようなお兄さんを亡くしてから、あなた方一家の生活というのは、どんな状態ですか。

証人　それから間もなく、姉が嫁いで、二番目の姉も嫁ぎまして、三番目の姉も働きに出ましたね。

原告代理人　一家が、みな総出で働いていたと。

証人　そうです。

原告代理人　あなた自身は、小学校は四工場から通つたわけですか。

証人　當時、宝塚韓国小学校に行つております。

原告代理人　小学校に通つている当時、家計は、どなたが支えていましたですか、小学校時代お兄さんが亡くなつた後ですね。

証人　やっぱり、父がずっと働いておりましたので、裕福ではないけれども、月謝を払つてはいけるような状態でした。

原告代理人　あなた自身が働かなければならぬというような状態は、学校行つている間中、ありませんでしたか。

証人　うちの家は、ずっと上の姉から兄弟が揃つて、ゴルフのアルバイトですか、キャディーのそれは、恒例になつていて親が行けといわぬ前に自分から進んで働きに出てました。原告代理人　大体何才頃から、そういうふうに、行つていたんですか。お姉さんは。

証人　姉は一〇才の時から、働き出したと言つてました。

原告代理人　それは、お姉さん一人じゃなくて、お姉さん何人も、皆さんということですか。

証人　えゝ、姉とか、兄も全部、働きに行きましたね。

原告代理人　当時、一〇才前後くらいで、何か、働くというと、ゴルフのキャディーくらいしかなかつたわけです。

証人　それは、毎日、あるわけではないし、取り合いのような状態だったらしいです。

原告代理人　アルバイトに、そういうことをやつたというのは、勿

論、家計を助けるためということだったわけですか。

証人 はい、そうです。

原告代理人 あなた自身は、そういうアルバイトを、やりましたか。

証人 はい。

原告代理人 何才くらいからですか。

証人 小学校が三月の末頃に卒業しますね、それから、すぐにゴルフ場に行って、中学、はいる前から働きました。

原告代理人 で、親からいわれるまでもなく、ということを、さきほどいわれたんですけれども、あなたの場合も、そうですか。

証人 えゝ、母親が行けとも、いわないけれども、みんな、

働いているから、私も働きたいという気持がありました。

原告代理人 そういうふうにして、アルバイトで、大体、どのくらい、子供で稼げるというか、収入を得られたんですか。

証人 土曜日と日曜日にしか出られませんよね、学校がある

から。それで一〇日に一回、お給料を、もらっていたんですけれども、一〇日に、一〇〇〇円前後でしたね。

原告代理人 そういうふうにして得たお金は、どういうふうにしていたんですか。

証人 学校に要る教材費とか、月謝とか、全部、そういうふ

うに使いました。足らない分を、お母さんに負担してもらつて。

原告代理人 あなたは、中学時代も、そういうアルバイトなんかやつ

ていたということで、中学卒業後、進路について、どういうふうにしようというふうに、あなた自身は、考えてたんですか。

証人 私は、高校に行きたかったんですね。でも、どちら、女の子は、自分の名前が書けたら一人前だから勉強する必要がないということをいうわけなんですね。でも、とても行きたかったんですけども、それに逆らうことができなくて、とうとう、働くことに決めました。

原告代理人 その当時、中学卒業生というのは、就職するのは、比較的、らくだったんでしょうか。

証人 そうですね。

原告代理人 あなたの場合は、そんなに問題はなかつたんですか。

証人 最初に受けたところは、落ちてしまつて二度目のところで働けるようになつたんです。

原告代理人 あなたが中学卒業する前後くらいの、あなたのうちの家庭状態なんですけれども、お姉さん方は、まだ嫁いでいないお姉さんもいたわけですね。

証人 はい、全部ゴルフのキャディーをしておりました、上

の姉二人が。

原告代理人 ご両親も、ずっと働いていたと、そういう状態ですね。

証人 はい。

原告代理人 そうすると、家族が総出で働いていたということです

か。

証人 そうですね。

原告代理人 で、その当時、家族全員で働いてて、生活状態というのは、どうしたものでしたか。

証人 これといって、お金が、たまらないわけなんですよね。

原告代理人 よその人にも、言われるんですけれども、近所の人には、あそこの家は、みんなで働いている割には、たまらないということで、それで、二番目の姉が病弱ですと、入院したり、今でも、体がちょっと不自由なんですけれども、そういうことやら、いろんなことがあったと思うんです。けれども、大金がたまるということではなく、その日暮らしでしたね。

原告代理人 それは、みんなで働いても、やはり、生活にゆとりがなかつたということですか。

証人 はい。

原告代理人 その当時、お兄さんである原告は、どうしていたんですか。

証人 高校に通っていたと思います。

原告代理人 あなたたちご兄弟の中で、高校に行かれたのは、どなた。

証人 はい。

原告代理人 え、佩ツトのように、可愛いがられていたような記憶があります。

原告代理人 さきほど、兄弟の中で、高校に進学したのはお兄さんだけだということでしたね。

証人 はい。

原告代理人 男の子と女の子の違いというのは、あるんでしょうか。けれども、成績なんかも違っていたわけですか。

証人 え、私は、せんせん、駄目なんですけれども、兄は、

原告代理人 では、原告のことについて、ちょっと、お伺いしますけれども、原告は、あなたのすぐ上の兄さんですね。

原告代理人 子供時代の、あなたと、お兄さんの間柄というのはどういう間柄ですか。

証人 うちの兄は、すごく可愛い顔をしていて、誰にでも好かれて、わー、可愛いって、いうふうに言われるんですね。それで、頭も利口だし、その割に下の妹は、へちゃむくれで知能がちょっと、どういうのかな、無口で横におつてもわからないというような状態だったんですけども、いつも、ほめられるのは兄だったんですよね。それで、素直な心を持っていたような気がします。

原告代理人 回りの人からは、そうすると、お兄さんは、好かれていたと。

証人 え、佩ツトのように、可愛いがられていたような記憶があります。

原告代理人 さきほど、兄弟の中で、高校に進学したのはお兄さんだけだということでしたね。

すごく成績が良く、高校へ、すごく行かせたいと願ったのは父親の願いだつたと思うんです。

原告代理人 どういうことから、そういう希望が強かつたか、わかりますか。

証人 長男は二〇才で死んでしまったから、やっぱり、残された一人息子だけは立派な大人になつて欲しいという期待があつたんじゃないですか。

原告代理人 お父さん自身も、そんなに教育を受けているわけではないですね。

証人 えゝ、ぜんぜん、受けておりません。

原告代理人 当時の四工場には、勿論、韓国から来た方が、大分、

いらしたわけですね。

証人 えゝ、殆んど。

原告代理人 その中でも、やはり、高校に行くという子供は、当時、少なかつたんですか。

証人 そうですね。うちの兄くらいじゃないかなと思うんで

すけれども、小学校通っていた時に、<sup>シナヨン</sup>点粉の兄さんは、インテリだなんて、学校の担任の先生にいわれて、インテリという言葉が、わからなくて、兄ちゃん、インテリって何って、聞いたことがあるんですよね。そういうことで先生が、そんな、言つていたといつたら、兄が、すごく、にこつと笑つていたこともありますね。

原告代理人 それから、あなたがたのご両親の、子供に対する、しつけみたいなことも、ちょっとお聞きしたいんですけども、子供であるあなたからみて、どうでしたでしょうか。

証人 母親は、やっぱり、男と女の子で、すごく区別していだように思うんですよね。だけれども、父親は、生まれる時は、男の子が欲しいという気持があつても生まれたら、女の子だったら、それは、仕方がないと、男の子と女の子をあまり差別をしなかつたように思います。

原告代理人 例えば、社会生活上、家庭の中での、いろんな生活的仕方なんかについて、しつけ面では、どうでしたか。

証人 人に迷惑をかけたらいかんということと、お腹は、腹いっぱい食べるものではない、八分目で、もうちょっと食べたい、というところでやめるのが健康に一番、いいのだとうことを、父が食事の度に、言つてくれました。

原告代理人 当時の四工場における若い青年たちの環境というのは、どんなものでしたでしょうか、今から思うと。

証人 私たちより、ずっと、年配の人たちの非行が、すごく多かったように思うんですよね。そんな中でも、そういうことを防止するため、野球部員を作ったり、そういうことを、青年団が集まつて、子供たちを連れて行くというようなことをしていたように思ふんですけども。

原告代理人 今回、こういう裁判のもとになつた、お兄さんの刑事

事件が起るまで、あなたから見て、お兄さんが、そういう刑事案件なんか起すというようなことは、なんか、それを感じさせるような、兆したいなのは、前は、あつたんでしょうか。

証人 小さい頃から、中学はいつても、すごくおとなしくて、人なつっこくて、誰にでも好かれるような性格の兄だつたんですが、その事件が起きた時に、私が受けた印象としては、うちの兄に限つてそんなこと、絶対ないということを感じましたけれども。

原告代理人 それまでのお兄さんの性格からいって、予想外だったということですけれども。

証人 はい。自分から進んでしたということは、とても考えられなくて……。

原告代理人 たまたま、そういうことになるについて、何か、あなたのはうで、そういうことが、お兄さんにとって、きつかけだつたんじゃないかというふうに感じられることというのは、ありますか。

証人 ちょうど、四一年の夏、初夏の頃に、やはり、兄の行動で、いつも、おかしいという気がしまして、母親と、四

番目の姉と私と三人で、兄が今からどこか出かけてくるというのをやめろ、お母さんは行つたらいかん、兄ちゃん、行かんどき、いかんどきつていつて、すぐ引つ張つたんですよね。そういうことをして、兄もしばらく考えて、よし、おれは今

日は、出ていかないわ、家にいるよ、と言つてくれたんですけれども、当時、各自家に電話がなかつたもんですからね、近所から呼び出しで、電話が、かかっているよ、ということがあつたんですよ。兄が、その電話を受けて、帰つてくるなり、おれ、やっぱり、行かなくちゃいかん、どうしても来いというから、やっぱり、おれ行くわ、といって、それでも必死に止めたんですけども、それが犯行の、きつかけだつたんじゃないかなと、思われてなりません。

原告代理人 今、言われたのは四一年の夏ということですね。

証人 はい。

原告代理人 その当時は、京焼君は、もう、高校卒業していたわけですね。

証人 高校卒業したばかりですね。

原告代理人 高校卒業したのは、何年だか、わかりますか。

証人 四一年……。

原告代理人 四〇年じゃないですか。

証人 そうですね……ちょっと……。

原告代理人 さきほどの話だと、家族の期待を、原告は背負つて、高校に行つたということでしたけれども、高校卒業する時に、就職の道なんか、スムーズにいったんでしょうか。

証人 えへ、なんか、自分で、自動車会社に応募、面接試験ですか、やって、それが、もう、受からなかつたということ

とで、すごく、がっかりしていたんです。なんで、そんなに元気がないのかと聞いたら、こんなこと、言つたらいかんけれども、おれより成績悪いやつが、その同じ会社に受かっているということで、すごく、失意に落ち込んでいたというような状態でした。

原告代理人 それは、普通、高校卒業して、はいれるようなところに、何個所に、やっぱり受けたんでしょうか。

証人 何個所か受けてみて、全部駄目だったような気がします。

原告代理人 高校時代の成績は、どの程度だつたんですか。

証人 その頃になつたら、兄、あんまり成績を見せてくれなくなりまして、あまり、良くなかつたんじゃないかなと思いますけれども。三年生頃に、大学に行きたいということを、口走つていただように思うんですけども。

原告代理人 就職が結局、うまくいかなかつたわけですね。

証人 はい。

原告代理人 就職が、うまくいかなかつたということについて、お兄さんが、何か精神的に打撃を受けたということは、ないんですか。

証人 だから、家に、ずっと、ぶらぶらしておりましたね。どこ受けても、あかんし、やっぱり朝鮮人は駄目なんだといふことで。

原告代理人 あなたから見ても、客観的に、お兄さんが就職が全部

とされたのは、朝鮮人だからということが理由だというふうにどちらになつてゐるわけですか。

証人 そうですね。

原告代理人 それは、原告自身もそういうふうに思つていたということですか。

証人 兄が、そういうことを言うから、やっぱり朝鮮人は、駄目なんだなということを思いましたけれども。

原告代理人 で、就職できなくて、ぶらぶらして、そして、そのあと、どうしたんでしょうか。

証人 それで、近所の人に口をきいてもらつて、シヨベルの運転を、山の中にある三和土木だつたかしら、その会社に働くようになつたと思うんです。

原告代理人 で、そのシヨベルの仕事というのは、安定してある程度、続いたんですか。

証人 えゝ、半年ほど、して、いたような気がするんですけども。

原告代理人 半年で終つたというのは、どういうことですか。

証人 なんか、仕事していく、下に誰かがいるのを知らずに、ぐつと動かしてしまつて、お腹が、ちょっと、下敷になつたということで、そういうことで、本人も自信をなくしてしまつたんじゃないですか、大したことは、なかつたんですけども、相手も。

原告代理人 で、そういうようなことがあって、さきほど、なんか、家族が引き止めたにも拘らずよそから電話がかかってきて、出かけていくことがあつたということですね。

証人 はい。

原告代理人 その出かけていった間、お兄さんがどういう生活をしていましたのか、それは、あなた、直接は、知らないわけですね。

証人 はい、全く、わかりません。

原告代理人 出かけたというのは、どのくらいの期間、いなかつたんですか。

証人 一週間から一〇日くらいだったと思います。

原告代理人 で、戻ってきたわけですね。

証人 はい。

原告代理人 戻つてからの、お兄さんの生活というのは、どうでしたか。

証人 それから又、土木の会社なんですけれども、ショベルの運転ですか、それを、住み込みで、働きに行つたように思っています。

原告代理人 一遍、お兄さんは、本件の問題になる事件の前に、少年鑑別所に、はいったことがありますね。

証人 はい、あります。

原告代理人 それは、いつ頃の時期ですか。

証人 昭和四二年の三月だったと思います。

原告代理人 少年鑑別所に、これは、窃盗か贋物事件だと思いましてけれども、この件で少年鑑別所に行つたのは、なんていいますか。いわゆる非行事件の初めてのことですね。お兄さんは。

証人 そうですね。

原告代理人 そういうことで少年鑑別所に行って、何かお兄さんに変化みたいなのは、あつたでしょうか。

証人 ちょうど、三週間、そこにいたと思うんですよね。その間、私も面会に行って、帰つてきたんですけども、三週間後に戻つて、それから今まで、のらりくらりと生活していくような状態が、急に目の輝きが出まして、目標をもつて、おれは、絶対悪いことしていかない、眞面目に働いていくということを、意欲をもやしていたと思います。

原告代理人 その少年鑑別所に行つたのは、四二年ということですが、本件の、そもそももの問題になつてゐる事件が起つたのは、四一年ということで、鑑別所に行つたのは、そのあとですね。

証人 そうですね。

原告代理人 で、そういう、お兄さんの、これから眞面目にやつていくんだという心構えというのは、やはり、生活上も表われて、きたんですね。

証人 そうですね。小型のダンプを頭金で買取つて、仕事をする中に、償却していくという、段取りで、働き出したんです。よね、五月から。それまで母親は、私に物を買ってくれたこ

とはいですけれども、当時で、ひと月八万くらい、家に入れていたと思うんですけれども。

原告代理人　お兄さんがですか。

証人　はい、そうです。償却して、儲けた分が八万で、そつくり母親に渡しておりまして、お母さんがすごく喜んで、そですよね。ですから、兄が眞面目に働いていけば、こんなに待遇が良くなるのかなと、内心、思いました。

原告代理人　そうすると、その当時は、両親なんかも、お兄さんの生活に、非常に頼っていた面があるんですか。

証人　そうですね。当時、父親は、結核の気があつて、入院していましたんですよ。だから、全面的に兄を頼っておりました。原告代理人　で、お兄さんがダンプの仕事をやるようになつた頃、お父さんは、入院していたのですが、いつ頃から入院していくたんでしょうか。

証人　ちょうど、その年の正月頃からです。

原告代理人　結核ですか。

証人　え、

原告代理人　お母さんは、どうしてましたか。

証人　母親もずっと働いてたんですけども、それから一年くらいして、母親も結核になりましたと、自分も入院するわけにいかないから、夫婦揃って、入院するわけにいかないから

ということで、薬を飲んで一生懸命、直しましたけれども。

原告代理人　で、四二年に、そういうようなことがあって、お兄さんが眞面目に働き出したということですけれども、四一年の強盗事件で、お兄さんが逮捕されたということがありましたね。

証人　はい。

原告代理人　それは、いつ頃だったか、ご記憶ありますか。

証人　昭和四二年八月一日です。

原告代理人　逮捕された時期というのは、今いわれたダンプの仕事を一生懸命やっていた頃ということですか。

証人　はい、そうです。

原告代理人　原告が逮捕された時のことについて、お伺いしたいんですけどすけれども、逮捕されたというのは、あなたにとつては、やはり大分、びっくりしたことですか。

証人　え、もう、こんなに、兄が眞面目に働いていれば、私も待遇が良くなるし、お母さん自身も、今まで元気のなかつたお母さんが息子に給料を入れてもらえるという喜びを持っていたわけなんですね。それがもう、急に逮捕されてしまつて、小型ダンプの償却もしていかなければいかん、それでも中途半端になりまして、私が運転免許をとつてするといふうわけにいかず、年がまだ若くて、仕方なく、それを、二束三文で近所の人々に譲りました。

原告代理人　つかまつたことについて、両親は、精神的に、随分、

ショックを受けたんでしょうか。

証人 えゝ、泣き散らしておりましたね。恥かしいことだか  
ら、父親は、あんな、悪いことをする息子を、わしは、生ん  
だつもりはないということで、すごく、拒否しておりました  
けれども、お母さんは、うちの息子が、あんなことをしたと  
いうことで、大きい兄が死んだ時と違つて陰湿な泣き方だつ  
たわけなんですよね。

原告代理人 そういうショックを受けて、一方で裁判が始まりまし  
たね。

証人 はい。

原告代理人 裁判をするについて、この事件での示談関係なんてい  
うのは、やつたんでしょうか。

証人 はい、うちの母は、一日でも軽くしてもらいたいとい  
う気持で、当時、誰も示談しない中でも、うちの母親は、自  
分の息子の分を、きっちり払いたい、そのことによつて、一  
日でも刑が軽くなるならということで、三軒で三五万円、  
当時のお金で、三五万円工面して、一番上の義理の兄さんと  
姉が各お宅に行って、渡したと思ひます。

原告代理人 当時、三五万円というと、かなりの金額になると思う  
んですけれども、それだけの貯えは、おたくにあつたんですか。  
証人 いいえ、兄が眞面目に働き出して、三ヶ月だったんで  
すよね。それが三ヶ月たらずで、たまるわけでもなし。

原告代理人 どこから借りたんですか。

証人 近所から借りました。

原告代理人 で、その裁判では、被告人が一〇人近くいるようです  
けれども、その中で示談をしたのは、原告の関係だけですか。

証人 そうです。

原告代理人 原告がつかまつて、裁判を受けた頃、あなたは、何才  
くらいだったんですか。

証人 一六才ですね。

原告代理人 そうすると、その裁判関係で奔走していたのは、主と  
して、誰と誰だったんですか。

証人 一番上の姉と、その義理の兄と、四番目の姉だつたと  
思ひます。

原告代理人 で、刑期が決まりましたね。

証人 はい。

原告代理人 控訴しても控訴棄却になつたようですけれども、刑務  
所に、はいってから、あなたは何遍か面会に行つたことがあります  
か。

証人 そうですね、四番目の姉が、しばらくして嫁いでしま  
つたんですから、バトンタッチで私が。

原告代理人 面会している際に、お兄さんの姿勢、言うことなり態  
度なりが、つかまつた当初と、刑務所にはいつてしばらく経過を見  
る中で、変化みたいのは、出て來たでしょうか、最初の頃はどうで

すか。

証人 最初の頃は、自分でも、八年受けるとは、想像しなかつたんじゃないですか。だから、とても、八年というのは納得いかなくて、どうしても、上告ですか、して、自分の気持を聞いて欲しいと、いうことで、悪いことをしたということは、隠しようもなく事実だから、だけれども、八年というのは、重すぎるということ、納得できないということを、言ってました。

原告代理人 刑務所、最初、はいったところは、水戸の少年刑務所ですか。

証人 そうですね。

原告代理人 刑務所に、はいることについても、本人としては、やはり、最初は、かなり精神的にも。

証人 動搖していましたね。

原告代理人 動搖していたわけですか。

証人 はい。

原告代理人 刑務所に仮出獄で出るまで五年くらいいたわけですね。

証人 はい。

原告代理人 その間に、刑務所での刑期の務め方なんかは、どうだつたんでしょうか。

証人 もうだんだん、あきらめに、八年で不服だったものを、あきらめを感じて、これは、自分が眞面目にして、出ていく

しかないけれども、やはり、待っていてくれる家族がいるから、おれは、眞面目に出ていくから待つておいてくれということを、言っていたわけですよね。私のほうとしても、家族と音信不通になってしまっしゃ、兄も厭な気持で一日中、そういう気持になつて、元氣で更生していくという気持も失われていくだろうし、私も手紙なんか、今まで書いたこと、ないでしきれども、家族が行くということは、知らせて、そこの兄一人じゃないということを、強く強調しましたね。

原告代理人 そういうような、あなた方ご家族の心ということは、お兄さんのほうにも伝わっておりましたか。

証人 えゝ、伝わりましたね。最初は、兄自身が気持が、うつ積してしまって、表に出さずに、自分で中で、もやもやしていたんですけどれども、だんだん、日が経つに連れて、家族への思いやりを、すごく、見せてくれましたね。

原告代理人 どんなことを、言つていましたか。

証人 そう、長男は、死んでしまつたけれども、やはり、跡

継ぎは、自分しかいない、そのことに、妹のお前に、年老いたお父さん、お母さんを、見さして、本当に悪い、だけれども、近い将来、おれは、必ず早く出るようにするから、がまんして欲しいということを、歯を食いしばって、頑張っていくと。

原告代理人 ところで、原告が刑務所生活をしていた頃、まあ、あ

なたの、次の、あなたに近いお姉さんも結婚されたということですが、家の生活というのは、誰と誰の肩に、かかっていたんですか。

**証人** 私と母親なんですけれども、とても二人のお給料では生活するのに、精いっぱいで、一か月に一回、面会したり、差し入れするには、とても、私と母だけでは、できなかつたです。

**原告代理人** そうすると、ほかの兄弟のほうからも援助を受けていたんですか。

**証人** はい、面会に行くといつたら、順番に交通費と、差入れのお金を持ってきてくれましたけれども。

**原告代理人** その当時のお母さんというのは、今に比べたら、もつと、身体のほうも、良かつたですか。

**証人** そうですね、まだ、年も若かったです。

**原告代理人** そういう原告が刑務所で、家族のことも思いながら、一生懸命刑期を務めていた頃、原告に対して、あなたの方の両親はどうなふうに思つていたんでしょうか。

**証人** 父親は、もう、悪いことをして、何もなしに帰つてこられると思うのは、これは甘い考えでもつて、償いは、きつちりしてこなければいかん、それまでは辛抱して頑張らなくちゃ駄目だということを、きつちり言つておりました。

**原告代理人** 一番上の兄さんが事故で亡くなつた時も、嘆かれたということですけれども、申君が刑務所にはいった時の嘆きよう

いうのは、それと比べて、大分、違つていたんでしょうか。

**証人** 逮捕されて、判決が八年おりる頃は、泣いてばかりおつたんですよね。私は、日本にきて、こういう息子を生んでしまつたということで、すごく泣いていたんですけども、はたと、気がついたわけなんですよね。ひと月くらいしたら、息子に会いたいという気持が出て、母と手をつないで面会していくと、気持が、すっとするわけなんですね。母親が、だから長男は死んでしまつたけれども、死んでしまつて、とても、会われないけれども、次男は、それは、一緒に暮らしては、していなければ、会いたい時には、いつでも会えるから、必ず、そして、出てくるいう日があるから、考えによつたら、まだまだ、わたしは、幸せだということを、言つておりました。

**原告代理人** そうすると、お兄さんが帰つてくる日を心待ちにしていた状態ですか。

**証人**えへ、そればかりですね。

**原告代理人** それから、お父さんは、肺結核で入院していたということでしたけれども、その後、病状は、どうだつたんでしょうか。

**証人** 肺結核でずっと、入院していたんですけども、結核のくすりの副作用で足の関節を、痛めたような状態だったんですね。それで、動けなくなつて、それから、だんだん、脳軟化症の症状が表われてきました、寝たきりの状態になつ

てしまつたんですけれども。

原告代理人 そうすると、肺病から引き続いて寝たきりの状態。

理人 そうです。

原告代理人 お兄さんが仮釈放で、ほぼ五年くらいで出られるというような話は、いつ頃、知りましたか。

証人 昭和四五、六年頃からね、そろそろ、おれ出られるかもしれないということを、言ったわけなんですよ。でも刑期の三分の一ですか、過ぎなかつたら、その資格がないから、もうちよつと、待つていて欲しいということで、四七年頃には、もう、今か今かと、待つておりました。それに、

四八年六月の末に、神戸の入管から身元引受人ですか、保証人の書類を、いろいろ、この具備書類をもつて、本人が出所した場合、引受けるかという書類を送つてきたわけなんですよね。

原告代理人 そういうことの問合せが入管局からきて、あなた方、どういうことを思いましたか。

証人 もう、これは、出てくる前ぶれだということで、今まで、刑務所にはいっていた人は、全部入管から連絡があつて、それから二、三か月後に、そういう書類を提出すれば、二、三か月後に 出所できるということを聞いておりまして、両手あげて、万才といって、喜んだんです。

原告代理人 当時、入管局の人に、事情を聞きに行つたということ

はありますか。

証人 だから、書類を揃えて、持つべきなさいということで、私と母親と、キムテホ氏ですか。

原告代理人 証人に出られた。

証人 はい、そのおじさんと一緒に入管に持つていったわけなんですよね。これはもう出てこれるという、前ぶれですよ。だけれども、刑期よりは早いし、私たちもびっくりしているくらいや、よかつたですねと、励ましてもらつた記憶があるんですよ。

原告代理人 入管の係官の方から。

証人 そうです。

原告代理人 そうすると、間もなく、出られるというふうに、あなた方は期待していたわけですね。

証人 そうです。

原告代理人 その後、大村収容所に送られるんだということを聞きましたね。

証人 はい。

原告代理人 それは、いつ頃ですか。

証人 その年の九月一〇日頃に、速達で兄から手紙が来たわけなんですね。その面会の折り、もし、出所できる時は速達で、日にちを送るから期待して待つていてくれということを、言つたら、六月の末に、入管の書類は、出してあるし、

速達をもらつたといつたら、もう、これ、出所してくる日だ  
ということで期待して封を開けたわけなんですね。そしたら  
大村収容所行きやということを聞いて、ガンと、頭、後  
ろから撃たれたような気持になりました。まさか、嘘か、信  
じられませんでしたね。

原告代理人 まして、入管の人から、大丈夫だというようなことを、  
聞いていた直後だからですね。

証人 え。

原告代理人 大村収容所に行ってからも、あなたは、面会に行つた  
ことがありますか。

証人 はい、三回ほど、行きました。

原告代理人 面会している時の原告の様子が、大村収容所に行って  
から、どんなふうになつたんでしょうか。

証人 今まで、面会に行けば、顔が生き生きして、おれた  
ちの家に、やつと、光りが、向こうのほうに、光りが見える  
ようになつたということで、喜んでいたわけなんですね。  
兄自身も、すごく滲刺として、二人で、本当に、帰る時は、  
握手するのも、外で、できるわね、なんの隔りもなく、オッ  
パート、手を、つなげるねといって、喜んでいたわけなん  
ですね。だけれども、大村収容所に行つてから、兄の性格  
が、ころりと変つたような気がします。

原告代理人 どういうふうに変つたんでしょうか。  
原告代理人 どういうふうに変つたんでしょうか。

証人 今まで、刑務所だったら、自分が眞面目に、つらいの  
もがまんして、日一日を送つてれば、出所できるという日  
がでてくるけれども、いきなり、大村収容所といつたら、ほ  
んまに死刑と一緒にのような気がするんですよね。あつさり、  
お前は死刑だといわれて、処刑でもされてしまつたらいいと  
思うんですけども、へびの生殺しのように、もし、私が兄  
ののような立場になつたら、私も、どうなるか、自信がありま  
せん。もう、人が変つてしましましたね。

原告代理人 なんか、自暴自棄的な感じですか。

証人 自暴自棄で、人を信用しない、もう、焦点が、ないよ  
うな気がします。だから、たとえ、悪いことをしてしまった  
ということは本当に、私ら家族のものとしても申し訳ないわ  
けですよね、被害者の方々には。だけれども、兄自身も、い  
つも言つているんですけれども、刑務所終えたから、刑期を  
終えたから、おれは罪を償えたという気持をもつていてない、  
一生、その気持は忘れようと思つても忘れるものでもなし、  
それを、自分は、悟つているんだというけれども、大村収容  
所ですか、そこに入れられたということは、とても、納得い  
きませんね。

原告代理人 あなたからみて、お兄さんは性格を、かなり、ゆがめ  
たという感じがするんですか。

証人 そうですね。私から、言わせてもらつたら大村収容所、

行かなかつたら、兄の素直な性格が思う存分出ていたんじゃ

ないかと思うんですけども、その強制退去令を受けた瞬間に、兄は変つてしまつたような気がします。

原告代理人 大村収容所に収容されている間に、あなたの方のほうで、法務省のほうに、嘆願に行つたことがありますね。

証人 はい。

原告代理人 いつ頃、どなたと、いらしたでしょうか。

証人 崔牧師と川端先生と、義理の兄ですね、一番上の、そ

れに母親と私で行きました。

原告代理人 その時、嘆願書みたいなものを、あなたは、出しました

証人 はい出しました。

(甲第九号証を示す)

原告代理人 これは写ですけれども、そのもの自体は法務省のほうに出されているわけですね。

証人 そうです。

原告代理人 そのうことで、あなた方の家族が、これ以上、お兄さんが収容されていることによって、破滅的な状態になるということを、いいたかったわけですね。

証人 そうです。

原告代理人 この中に、四項目、裏のところに、お兄さんが判決を受ける前から刑務所を出所した時は、すぐに家には帰らずその足で被害者達の家へ謝罪しに行きたいと申しておりましたと書いておりますね。

証人 はい。

原告代理人 この嘆願書を、あなたのほうで、出した時の気持ね、こういうことを、言いたかったんだということを一言、一言では、いえないでしようけれども、どういう趣旨だったのか、簡略に述べていただけますか。

証人 常々私と兄の二人で、その家族の方に謝りに行こうと

証人 うちの家はね、これからだという時に、いつも、何かが、アクシデントがあるわけですよね、兄も、ちょうど、二〇才で働き手で、家族全部の担い手だった矢先に、交通事故で死んでしまって、それから又、数年してから、兄が三ヶ月ですか、眞面目に働き出して、急に逮捕されてしまった。それから又、仮出獄が五年半余りで、出てこれるということだったのに、急に大村収容所に行つてしまつたわけですね。うちの家は、どうして、こうして、こんな不幸なことばかり続くのか……。

原告代理人 実際には、刑務所出て、すぐ、大村収容所に行つたと

いうことです。が、こういう機会というのは、実際にあつたでしょうね。

いうことを約束していたわけですよね。兄が行くいうもんだ

から、じゃ、私もついて行きたいということで、それから、

四九年二月一九日に仮放免で、出てきて、三月の初め頃に、

静岡と、熱海と、神戸の垂水ですか、三軒廻ってきました。

原告代理人 それは、直接、被害者の方に、謝罪に行つたわけです

ね。

証人 はい、そうです。

原告代理人 この判決文は、それぞれ共謀ということでかなりお兄

さんが関連したように書いてあるんですけれども、直接関連したの

は、今、言われた三軒だけですか。

証人 そうですね。

原告代理人 あなた方が謝りに行つた時の対応というの、どんな状態でしたか、被害者の方は。

証人 よう、来てくれたということを、いわれまして、てい

ねいに奥まで入れてもらいまして、お茶も出してもらつて、

うちの兄に対して、あなたが眞面目になつてくれれば、私たちも何もいうことないといって、逆に励ましてもらいました。

原告代理人 強制退去のことについても非常に理解を示していただき

いたことがあったようですね。

証人 えゝ、折り返し、うちの住所に手紙で、署名ですか、

送つて下さいましたね。

原告代理人 嘆願書に署名をして、送つてくれたということですか。

証人 そうです。是非私たちも署名させていただきたいいうことで。

原告代理人 今は、お父さんは、すでに亡くなられたわけですね。

証人 はい。

原告代理人 お母さんは、肝硬変ですか、具合がずっと悪くて、あまり、働けないということですね。

証人 はい。

原告代理人 あなたは、さきほど、無職ということですけれども実際に、働こうということは、職は搜されているんですか。

証人 あちこち、捜してみるんですけど、なにしろ、難しいですね。

原告代理人 以前、あなたは、就職のためにということで電話交換手の資格をとつたことがありますね。

証人 えゝ、あります。

原告代理人 そういう資格をとつていても、やはり、現実的には、なかなか、就職難しいですか。

証人 そうですね。今まで難しかったもんですから、資格をとれば、はいれるんじゃないかな、就職できるんじゃないかないう気持だったんですねけれども、いざとつてみましたら、それもあり役に立たないような気がしましたね。

原告代理人 それは、応募者が単に多いからということなんですよ

うか。

証人 会社からは、いろんな理由をつけてくれますので、こ  
っちはとても、どういうふうに理解したらいいのか、わかり  
ません。

原告代理人 国籍の問題だとか、そういうことで断られたということ  
ではないですか。

証人 多分そうじゃないかなということが一つあります。新  
聞広告をみて、電話で応募したいということを、書いたんで  
すけれども、そしたら、今、いくつなんですかというから、  
ちょうど、去年で二五才だったので、独身で二五才だとい  
うと、ちょうど、そういう人を捜しているというので、じゃ、  
すぐ書類を出して下さいというわけなんですね。私、電話  
交換手も、その資格とっても本名で言つてますので韓国籍と  
本名の申点粉で応募しましたところ、ちょうど、二五、六才  
の独身の女性を求めるというのに、私、すごく期待してい  
たんですね。だから直接もさしてもらえずに、そのまま、断  
られちゃったんですよ。

原告代理人 そういうふうに国籍の問題で断られたというふうに思  
わざるを得ないということですか。

証人 そうですね。

原告代理人 それから、今まで、かなり、あなた方の、ぎきょう  
だい、お姉さんたちから経済的に援助を受けているようですが、韓

国では一般的に嫁に行つた娘から実家が世話をなることについて、  
どういうふうに考えられているんでしょうか。

証人 韓国人の家庭に、女の子が生まれますと、あまり、お  
金を使わせずに娘には手を、かけないということを、いうわ  
けなんですよね。お金をかけて、ちやはや育てずに、いつた  
ら、放任の状態で、そういう中で、お嫁に行つてしまつたら  
捨ててしまつたような状態だから、殆んど、援助なんか、す  
べきでないと思うんですね。

原告代理人 そういうことが、現実に、少ないわけですか、お嫁に  
行つた娘さんが、実家の援助をするというのは。

証人 近所でも、そういうことはないです。親がこつそり  
お嫁に行つた娘さんにお小遣をあげたりしても、うちの家は  
反対でしたね。

原告代理人 勿論、嫁に行つた先の家でも、そんなことをすれば、  
いやがるということですか。

証人 そうです、全部内緒ですね。

原告代理人 そうすると、あなた方の場合もお姉さん方から、そ  
ういう援助をしてもらうについては、そう、期待は、できないわけで  
すか。

証人えへ、とてもできないです。姉の家族にも家庭があつて、  
生活していくわけですから、とても裕福でお金がありあまつ  
ているわけではないんですよね。私と母と兄がお金を苦労し

ているということだったら自分たちがブラウス一枚買わずに、

その分、お母さんにおいしいものを食べきして欲しいという  
気持で援助してくれます。

原告代理人 その援助には、自ら、限界があるわけですね、裕福で  
ないから。

証人 えゝ。

原告代理人 原告は、刑務所にはいっている間に協定永住権を取得  
しておりますね。

証人 そうです。

原告代理人 協定永住権を取得したことについて、その頃に、何か、  
刑務所の職員の方から原告について、原告の服務中の生活とか、あ  
るいはその後のことなんかについて、聞かされたことがありますか。

証人 兄と面会したあとに、必ず、分類課長さんだと思いま  
すけれども、そういう方にお会いして、兄の、日常、どうし

ているかということをお尋ねするわけなんですよ。そんな  
中で、妹さんですか、いうことで、はい、そうですといった  
ことで、そういうふうに皆さん思っていたわけですね。

証人 そうですね。

原告代理人 という気持になつたといつていきました。

原告代理人 刑務所時代に、協定永住権が通つたということで、安  
心していたというようなことは、あつたんでしようか。

証人 兄自身は、自分は、八年やいう頭があつたから、多分、  
おりないんじやないかないう気持があつて、申請しましたら、  
許可がおりたもんだから、ああ、これで、おれは、大丈夫だ  
という気持になつたといつていきました。

原告代理人 で、ほかの人なんかも、家族の方々も協定永住権がわ  
りたことで、そういうふうに皆さん思っていたわけですね。



**申京煥裁判・証言集・第二集**

■ 編集・発行 申京煥君を支える会

兵庫県宝塚市福井町11-1 宝塚福井教会机付

☎ (0797) 71-1591

■ 1977年7月25日発行

■ 定価400円